

## 第 89 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会 議事録

### (開催要領)

- 1 日 時 平成 29 年 9 月 27 日 (水) 13:30～15:30
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 6 階 623 会議室
- 3 出席者

会長	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	井田 良	中央大学大学院法務研究科教授
同	可児 康則	名古屋第一法律事務所弁護士
同	小西 聖子	武蔵野大学人間科学部長
同	木幡 美子	株式会社フジテレビジョン放送文化推進局 C S R 推進室 部長
同	種部 恭子	公益社団法人日本産婦人科医会常務理事
同	納米 恵美子	特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事
同	原 健一	佐賀県 D V 総合対策センター所長

### (議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 効果的な広報・啓発の在り方について
  - (2) 「女性活躍加速のための重点方針 2017」に基づく平成 30 年度概算要求等の状況等について
    - ・「Ⅱ－1 女性に対するあらゆる暴力の根絶」について  
(内閣府、警察庁、消費者庁、厚生労働省から説明)
  - (3) 配偶者暴力相談支援センターの相談件数等について
- 3 閉 会

### (配布資料)

- 資料 1－1 内閣府説明資料
- 資料 1－2 「若年層に対する効果的な広報・啓発の取組について

～実践的立場からの報告～」（阿部理事長提出資料）

- 資料 2－1 平成 30 年度概算要求の状況等【内閣府】
- 資料 2－2 平成 30 年度概算要求の状況等【警察庁】
- 資料 2－3 平成 30 年度概算要求の状況等【消費者庁】
- 資料 2－4 平成 30 年度概算要求の状況等【厚生労働省】
- 資料 2－5 平成 30 年度概算要求の状況等【法務省】
- 資料 2－6 平成 30 年度概算要求の状況等【文部科学省】
- 資料 3－1 都道府県及び市町村における配偶者暴力相談支援センター数等
- 資料 3－2 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について（平成 28 年度分）
- 資料 3－3 「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」の拡充のための試行調査の結果について
- 参考資料 1 「女性活躍加速のための重点方針 2017」に基づく平成 30 年度予算概算要求等について（概要）
- 参考資料 2 「女性活躍加速のための重点方針 2017」に基づく平成 30 年度予算概算要求等について（総括表） 抜粋
- 参考資料 3 「女性活躍加速のための重点方針 2015」の関連施策の実施状況及び決算額等 抜粋

（議事録）

○辻村会長 それでは、ただいまから第89回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日の御欠席の委員は、山田委員と山本委員でございます。そのほか、局長以下、御着席いただいていない方々は公務のために遅れて入室されますので、御了承ください。

本日の議事は、3つございます。

第1「効果的な広報・啓発の在り方について」について、事務局から今後実施する広報・啓発について説明していただきます。その後、実際に現場で若年層やその指導者に対する広報・啓発の取組を進めておられます立場から御発表をいただきます。本日は認定NPO法人エンパワメントかながわの理事長、阿部真紀様にお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

第2に「女性活躍加速のための重点方針2017」がございまして、このうちの「Ⅱ－1 女性に対するあらゆる暴力の根絶」に該当する施策について、来年度予算の概算要求状況等について4つの府省庁から説明をいただきます。その後、委員の皆様の意見交換を行う予定でございます。

第3「配偶者暴力相談支援センターの相談件数等について」です。事務局から説明いただき、その後、質疑、意見交換を行う予定でございます。よろしくお願いいたします。

それから、前回の会議から本日までに事務局の異動がございましたので、最初に御挨拶をいただきます。審議官と室長になります。

渡邊審議官、お願いします。

○渡邊審議官 辻村会長、それから、委員の皆様方、今日御説明いただきます阿部理事長、私、7月11日付で前任の大塚を引き継ぎまして官房審議官になりました渡邊と申します。今後、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、先ほど会長からもお話がありましたが、武川局長を初め、外の業務からまだ戻れていないということでございますけれども、終わり次第駆けつけることになっておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

室長、お願いします。

○杉田暴力対策推進室長 8月3日付で内閣府の暴力対策推進室長を拝命しました、杉田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員各位におかれましては、いろいろと御知見をおかりしつつ、御迷惑をおかけしつつ進めていくことになると思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○辻村会長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入りますが、その前に事務局から会議資料の確認をよろしくお願ひいたします。

○杉田暴力対策推進室長 資料の確認をさせていただきます。議事次第にございますが、今日の配付資料は3点、それから、参考資料をつけてございます。

資料1でございますが、効果的な広報・啓発のあり方についての資料で、内閣府の資料、それから、エンパワメントかながわさんの資料がございます。

資料2でございますが、各府省の概算要求の状況についての資料でございます。資料2-1から2-6までとなっております。最初の2-1から2-4までの省庁が今日御説明をいただく省庁でございます。

資料3でございますが、配偶者暴力相談支援センターの相談件数等の資料で、資料3-1から3-3まで用意しております。

不足等がございましたら、事務局までよろしくお願ひいたします。

○辻村会長 委員の皆様、資料のほうは大丈夫でしょうか。何かありましたらお申しつけください。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。まず議事1「効果的な広報・啓発の在り方について」、事務局からこの取組について説明をお願ひいたします。

○杉田暴力対策推進室長 今、御紹介がありましたように、効果的な広報・啓発のあり方につきましては、本調査会におきましても、基本に立ち返って議論すべきだ、そういった課題であるという御意見をいただいていたところでございます。

それから、この春なのでございますけれども、いわゆるAV・JK問題、これに関しましての緊急

対策、それから、今後の対策取りまとめがございました。進学、就学等に伴い、若者の生活環境が大きく変わるこの年度当初の4月というものを被害防止月間と位置づけまして、啓発の強化を含む必要な取組を政府一体となって集中的に取り組んでいくこととされたところであります。資料としては、既存のものではございますが、資料1-1を用意させていただいております。

1ページが女性に対する暴力をなくす運動、2ページ以降が先ほど申しました今後の対策の取りまとめでございます。

今年度緊急に実施いたしました被害防止月間のフォローアップの内容につきましては、11ページ目に記載がございます。被害防止のための教育・啓発強化のため、内閣府におきましては、もろもろの啓発サイトの開設だったりとか、啓発動画の作成、それから、インターネットバナーを利用した広報活動の実施、都内女子大学においてシンポジウムを開催したり、あるいは、多くの若者が集まる渋谷駅周辺で街頭キャンペーンを実施するなどし、当時の加藤大臣にも参加いただいたところであります。ここで詳細についての説明は省かせていただきます。

なくす運動でございますが、先ほどの資料の1ページ目でございます。今年も例年どおり11月12日から25日までの2週間、なくす運動を実施したいと考えておるところです。特に今回は木幡委員にもお骨折りをいただきまして、パープルライトアップの全国展開、そういったものも積極的に進めていきたいと思っております。今年の6月の重点方針2017におきましても、基盤づくりのためにそういった広報・啓発の充実が必要だと盛り込まれているところであります。

今日は、これからエンパワメントかながわの阿部理事長から、若年層に対する効果的な広報・啓発の取組につきまして、お話をお伺いいたします。その後で、委員の皆様から広報・啓発の取組を効果的に進めていくためのあり方、そういったところについて御意見をいただきまして、今後のなくす運動、あるいは被害防止月間の効果的な実施につなげていきたいと考えております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたように、事務局で、女性に対する暴力をなくす運動等をしているということですが、NPO法人の阿部様から御報告をいただいた後で、まとめてこの問題について皆さんから質疑していただきたいと思っております。

それでは、よろしくお伺いいたします。

○阿部理事長 皆さん、こんにちは。今日は本当に貴重な機会をいただきましたことに、心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

御紹介いただきました、認定NPO法人エンパワメントかながわの阿部真紀と申します。

エンパワメントかながわは2004年に設立、2014年から認定NPO法人です。いじめや虐待、あるいはデートDVといったあらゆる暴力をなくしていくために、「一人一人がとても大切な

人だよ」という人権を伝えるワークショップをこれまでに7,400回、27万人の子供と大人に提供してきました。今日はデートDVということについてお話しさせていただきます。

皆さんは、デートDVという言葉はいつごろ聞かれたことがあるでしょうか。30年前ということをもしおっしゃったら、ちょっと違うかもしれません。30年前にも50年前にも同じ現象はあったと私は思っています。この言葉を私が初めて聞いたのは、2003年の10月、今から14年前です。私が朝起きたら、友人からファクスが流れてきました。新聞記事の切り抜きが当時ファクスで流れてきました。そこに書いてあったのが、山口のり子さんという方が「デートDV」という冊子をつくられたという記事でした。正直、何のことだろう？と私も思いました。よく見ると、デートDVとは恋人同士の間で起きる暴力ということが書いてありました。私は正直、「やった、これだ！」と思いました。

何でそう思ったか。それは、暴力が言葉を得たと思ったからです。例えばここにある「セクハラ、虐待、DV、ストーカー、リベンジポルノ」、どれも私は暴力だと思います。以前には暴力の言葉として確立されていませんでした。たとえば、ドメスティック・バイオレンス、昔は夫婦げんかは犬も食わないと言われた時代もありました。でも、DVという言葉が入ってきて、DV防止法が2001年にできました。虐待についても、2000年、児童虐待防止法ができました。だとしたら、恋人間の暴力をデートDVと言うのならば、それを暴力の言葉として若者たちに伝えることができる。暴力だから「嫌だと言ってもいい」ということ、それから、この言葉を使って啓発ができるということ、そして、社会の問題として取り組むことができると思います。

その後、ちょうど半年後なのですけれども、エンパワメントかながわを設立しました。暴力防止のために自分たちでプログラムをつくっていこうということになり、最初にデートDVという言葉で10代に啓発をしようという事になりました。10代の子供たちにデートDVを予防したら、DVや虐待も減らしていくことができる、そう考えてプログラムの開発と普及を始めました。

本格的に実施したのが2007年度の横浜市との協働事業です。市内で本格的な実施を始めまして、その年は、内閣府の委嘱を受けた横浜市に協力した形で、「デートDVについての意識・実態調査」を行い、「それってデートDVなんじゃない？」、このような呼びかけも参考にさせていただけたらと思いますが、予防啓発サイトをつくりました。もう10年たちますが、38万件のアクセスをいただいています。

こうして予防ができると思って、学校に入っていったのです。でも、最初に入った学校で、高校生の女子生徒一人が、自分で自分に自傷行為をしていました。「どうしたの？」、たまたまその子に後で話を聞くことができました。「実はね、中学生のときに彼氏からデートDV、受けてたんだ」と話してくれました。予防できると思ってはじめていたのですが、デートDVはすでに起きていました。

学校の中で啓発を始めると、先生方から「これだったんだ」と言われました。ある校長先生は「今まで生徒指導をしてきた案件、全部これだったんですね」とおっしゃいました。あ

るいは「クラスに1年間に2つのケースがあったんですよ。だから、僕、7キロ痩せました」という男性の先生とも出会いました。

デートDVを予防しようと思って学校に入ったのに、実は既に起きていた。法律的な保護はできないけれども、でも、既にあるのだとしたら、何かしなければいけない。私たちはそう考えまして、2009年度から2013年度、5年計画で神奈川県との協働事業を行いました。エンパワメントかながわというNPOが神奈川県の教育委員会とかながわ女性センター（今、名前が変わっていますが）という2つの部署と協力をして「デートDV防止のためのシステム構築事業」が始まりました。教育委員会には予防教育の普及を主に手伝っていただきました。女性センターには主に相談体制の構築をお手伝いいただきました。

「デートDV」という言葉で今、行政的には何もできないと言われましたが暴行、傷害、妊娠、親からの虐待といったデートDVにかかわるさまざまな問題には、それぞれの専門機関がある。そこと学校現場をつなげるネットワークづくりを行いました。検討委員会をつくりまして、10の機関に入っていただきました。警察からはストーカー対策室、少年相談保護センター、他に教育相談、女性相談、NPO、10の機関が1年に5回検討委員会を開き、5年間続けまして、学校現場の先生と、それぞれの専門機関をつないでいく、顔の見えるネットワークをつくっていきました。5年間の成果として、神奈川県内の中学校・高校には、この言葉を知らない先生はほとんどいっしょらないくらいになりました。

ところが、今ちょっと困ったことを感じています。「エンパワメントかながわさん、ありがとうございます。デートDVを発見しました」「どうしたんですか」「別れさせました。学校の中では目も合わせてはいけないと決めたんです。だから、大丈夫です」とある先生が話してくださいました。「いや、先生、それは本当に大丈夫かな」と思いまして、その該当生徒から聞いてみたら、「学校の外でいつも会ってるよ」ということでした。ただ、交際を禁止するという事をしてしまうと、被害が深刻化したときに、先生や大人に相談できない状況を作ってしまうと思います。

それで今、「別れさせて安心していませんか？」というキャッチフレーズを付けた「デートDV対応スキル」を学ぶ基礎研修を行っています。

相談体制を構築していく中で、核となるものが必要だとなり、デートDVに特化した電話相談としては全国に初めての「デートDV110番」を開設しました。週に7時間ですが、協働事業が終わってからはフリーダイヤル化をして今も運営しています。これも、相談につなげるためのこういったサイトをつくったら相談件数が3倍になりました。電話相談をつくったとって待っているだけでは電話はかかってこなかった。でも、サイトをつくって、電話をするとういう対応をしてもらえるのだよということまで案内することによって、相談件数が3倍になったと思っています。

それから、啓発冊子をたくさんつくってきました。「超カンタンデートDVの基礎知識」、これです。CDサイズと言っていますが、表紙の漫画から始まります。神奈川県と一緒につ

くりまして、神奈川県内の高校1年生全員に毎年配付をしてもらっています。もう7年間配っています。

それから、2年前につくった「びいまいせるふ」、これは県内の中学2年生全員に配ってもらっています。スマホのLINEの画面をもじっています。手にとってもらって開いてもらうことが大事だと思っています。

大学生向けには、このようなものをつくりました。「まわりに起きていない?」。大学生にこれがいいと言われます。何で?と聞いたら、デートDVという言葉が表紙に書いていないからだと言われました。デートDVと書いてある冊子を持っていて、友達にあなた、そうなの?と言われたくない、だから、書いていないほうがいいということも大学生が教えてくれたことです。

この基礎知識を7年間配ってきたのですけれども、この夏、ある大学3年生が私のところに来ました。「ありがとうございます、阿部さん。私、高校1年生のとき、これを保健室で見ました。そのときつき合ってた彼氏、すごい束縛きつかったんです。でも、これを見たら全部当てはまったんです。だから、彼氏と話し合って、私たち、別れたんです。でも、その彼と今も友達としていい関係なんです。」と、ちょっと涙を浮かべながら私に話をしてくれました。7年間続けてくると、そんないいことに出会えるのだなどと私も思ったところです。

啓発冊子もいろいろと配ってきました。でも、やはり私は一番予防啓発として大事なのは、参加型のワークショップだと思っています。高校の中でクラス単位で実施している様子です。生徒たちからの感想には、「結構身近にあるってわかった」「劇があってわかりやすかった」「自分も相手も大切にしたい」の他に、「DVは絶対にしたくない!」という感想があります。予防とは、これが一番大事なのではないでしょうか。加害をしたくないという気持ちを育てること、それこそが暴力の予防だと私は思っています。そのためにも「気持ちを伝えることって大切」、それから「楽しかった!」と言ってもらえるような、怖がらせない啓発がすごく大事だと私は考えています。

こういったものを今まで10万人くらいに提供してきました、その上で、2014年からはファシリテーターの養成を行っています。対象に合わせてプログラムごとにプログラムが違います。冊子も違うように、ワークショップのプログラムも違います。中学生、高校生、大学生それぞれ、そして教職員向けのプログラムのファシリテーター養成を行っています。

ここに書いてあって、養成はまだしていないのですが、実は今、養護学校等からの依頼が非常に多くなってきています。知的障害のある高校生や成人の大人の方にわかりやすく、ういった暴力が恋人同士の間でもあるのだということを伝える、その需要ニーズがすごく増えてきているということを感じています。

今日は、中学生向けのプログラムを皆さんにちょっとだけ御紹介しようと思います。お手元に緑色のこの冊子が入っているでしょうか。これを生徒一人一人に手渡して、ワークショップを進めます。「最初に書いてあるブロッコリーみたいなもの、何だと思う?」と声をか

けます。「ブロッコリーじゃなくて、あふろっきいっていうキャラクターなんだよ」、そんなことで子どもたちの心をつかんでから始めます。

最初の頁は、「人権」です。人権ってどんなことだろう。それは、あなたが生きていくためになくてはならないことだよ、そんなメッセージから進めていきます。

さて、プログラムの中の劇を実演をするので見てください。中学3年生の恋人2人が歩いていると、女の子のほうの小学校のときの同級生の男の子に出会います。

「あれ～、久しぶりだな～」 「あぁー、元気だった？ 今から部活？」 「うん、そう言えば、今度みんなで集まろうって言ってるの知ってる？」 「あ～、うんうん、mailきてた！」 「おい!!」 「あ、小学校の時の友だち～」 「カレシ？ こんちわ～」 「おい、もう行くぞ…！」 「ごめ～ん、またね～…」 「何だよやけにうれしそうだったじゃん…！ 今度の集まりって何だ？ まさか行く気じゃないだろうな！」 「mailはきたけど、まだ決めてないよ」「オレがいるのになんでそんなことするんだよ」「だって～」「いいか！ 今度またmailがきても絶対行くなよ!!」 「わかったよ…」 「わかればいいんだよ、オレっていうカレシがいるんだからさ」「うん…」、このような劇ですが、暴力的なものでは決してありません。この後、この登場人物の気持ちを中学生たちに考えてもらって発表してもらいます。

こんなものが出てきます。「やきもち」、「嫉妬」、「えへへ」、いろいろなことが出てきます。どんな意見も全部否定しないで受けとめていきます。

彼女の気持ちは、「超嫌な気持ち」、「面倒くさい」。こういう子供たちから出てくる意見を全部拾いながら進めていくということをしていきます。

そんな中で、この2人が対等でない関係だよねというところに気がついていってもらおう。では、デートDVがもし起きていたら何ができるかな、あるいは友達として何ができるかなということを考えていくワークショップをしています。

ここからは、全国的な取組を始めましたので御紹介させていただきます。昨年度、10月から12月「全国デートDV実態調査」を行いました。調査結果はこの「デートDV白書VOL.5」というものに入っています。1都10県だけなのですが、中学生、高校生、大学生が対象です。学校に行きまして、今のような予防教育を行った上でアンケート調査を実施しました。交際経験のあると答えた人のうち、一つでも被害経験があると答えた人が4割、一つでも加害経験があると答えた人は2割でした。「10代の女性の44%が被害に遭っている」マスコミはそこを取り上げました。こんなに実態があるのだと。ただ、私は、この調査は違う見方ができるのではないかと考えています。予防教育をしたから4割の人が被害に気がついて、被害に遭ったと答えてくれた。予防教育を受けて2割の人が加害をしていたと気づいて、マルをつけてくれた。それが事実だと思うのです。だとしたら、これこそが予防教育の効果と言えるのではないかと考えています。

それから、今年3月、デートDV防止全国ネットワークを設立しました。ちょうど1年くらい前だったでしょうか。納米様のところに伺いまして、全国ネットワークを作りたいのですがどうしたらいいでしょうかと伺ったら、マップがあつたらいいのではないかとおっしゃ



っていただきました。「わかりました」と言って、つくらせていただいたものです。知っているところから呼びかけまして、予防教育の講師の派遣、あるいはグッズをつくる、あるいは相談窓口をしているところ、教えてくださいとお願いをしたところ、たった数カ月で80からの団体に声を上げていただきました。ただ、実はまだ一団体も入っていない県がたくさんあります。ですから、これから情報が行き届けばきっと150、200になるのではないかと考えています。

今日のテーマは、若世代への効果的な広報という事ですね。私は何が大切と言われたら、若い世代への啓発は、若い世代から。若い世代が主役だと思っています。これはスプリング・フォーラムの様子で、前列にはユースプロジェクトのメンバーが座っています。

全国ネットワークについて、私の野望ですが、デートDVを予防することによって、DVや虐待への連鎖が断ち切られている社会を目指したいと思っています。

最後に私どもの理念を話させてください。皆さんは、暴力をなくすためにどうしたらいいと思いますか。たとえば、「いじめちゃだめだよ」、「痴漢に遭わないように必ず明るいところを通りなさい」、禁止したり行動を制限する方法、これがとても多いと思います。

でも、そうではない方法も提案させてください。私たちは暴力というのは力関係があるところに起きると考えています。強いと思いたい者が弱いと思わせたい者に対して、「おまえはだめだ」というメッセージを送るものが暴力ではないのでしょうか。そして、このまま放っておくと、さらに弱い者に連鎖していく傾向があるとされています。

私たちが考える暴力の連鎖を断ち切るためにできること。それは、被害に遭っている人のそばに寄り添って、気持ちを聴き「あなたは悪くない」ということを伝えていくこと。つまり、エンパワメント。でも、これだけではデートDVその他、親密な関係の場合、寄り添っている人はとても大変です。その人も誰かに支えてもらい、さらに人と人がつながっていくこと。それが大事かと思っています。

もう一つ、どうしても大事なこと。それは、「あなたはだめだ」ではなく、「あなたは大切な人」という人権を伝えていくこと。大人と子供、先生と生徒、上司と部下、人の立場は違っても、人権という視点に立てば対等な人だということを伝えるのが大切だと思っています。

暴力をなくすために、あなたは大切な人、どんな理由があっても暴力に遭っていいわけがない。そんな権利を伝えていきたいと思っています。

もしよろしければお手元に配ったメモをお取りください。「自分で自分を大切にしているなと思えるときはどんなとき？」皆さんもちょっと考えてみてください。皆さんだったら何を書くでしょうか。高校生に聞くと大抵の場合、何だかさっぱりわからないと言います。でも、何か見つけてと言いつけると、いろいろ書いてくれます。食べているとき、寝ているとき。誰にも取られたくない大事な時間。それをやっているとき、「自分を大切に思っているんだよ」と伝えていきます。自分を大切に思えて初めて、誰かを大切に思える。それが暴力をなくしていくことにつながると考えています。加害をしたくないという気持ちを育てること。

ただし、自分を大切にしないといは決して伝えないでください。それはとても難しいことです。「自分を大切にしてい」と知っていること、それが人権を守っていることであり、暴力防止だと考えています。なぜ私がこんなことを伝えているか。それは、子供たちが教えてくれたことだからです。20万人以上の子どもたちに会ってきました。たった1時間のワークショップが終わった後、こんなことを私に言ってくれる子どもにたくさん出会ってきました。「僕ね、いじめてたんだけど、やめたいんだ。どうしたらいい?」。いじめちゃだめだなど、一言も言いません。でも、自分は大切だと気づいたから、ほかの人も大切にしたい、だからいじめをやめたい。そう話してくれるのです。この子はいじめをやめまして書いてくれました。私は子供たちから教わった、このようなことを伝える活動をしています。皆様に少しでも参考になれば幸いです。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○辻村会長 どうもありがとうございました。

NPO法人でデートDVについて取り組んでおられる状況、あるいは課題などについてお話をいただいたわけですが、先ほど事務局からもう少し広く女性に対する暴力全般についての広報・啓発の取組についても報告がございました。両方合わせて20分程度質疑をしたいと思いますが、最初に今のデートDVの御報告に対して質問、御意見などがございましたら、そちらを先に出していただいたほうがいいのかと思います。お手をお挙げください。

小西委員、お願いします。

○小西委員 どうもありがとうございました。

若年層にまずとにかく知識を伝えるということはとても大事なことだと思うので、こういう試みがあるのは大変ありがたいことだと思います。

1つ教えていただきたいのが、例えばこれは年齢層がかなり低いところから高いところまでなさっていますけれども、大学生と中学生を比べたり、あるいは成人と子供という形で比べたときに、広報の仕方にどのような工夫をなさっているのかということをお話していただけたらと思います。

○辻村会長 阿部理事長、お願いします。

○阿部理事長 年齢によって起きていることもわかる話題も違うと思うのです。中学生だったら、先ほどのように、デートは公園で歩いている程度で表現しています。けれども、大学生向けの内容は、先ほどの黒いリーフレットを見ていただくと、妊娠しているかもしれない、バイトも3つかけ持ちしてへろへろになっているという事例を扱います。扱う事例は対象によって全部違います。私たちとしてはできるだけ対象に合わせて内容を変えているつもりです。

○小西委員 内容ももちろんそうなのだなと思います。それと一緒に、媒体とか方式とか、そういうことについて、何か年齢による違いがあるとお考えだったら教えていただけたらと思います。

○阿部理事長 媒体に関しては、本当に日々刻々と変わっているなと思っています。今、新

しいホームページをつくろうと動いているところなのですが、若い世代に伝えるためにはどうしたらいいか、どんな発信ができるかと、大学生たちに話を聞いているところです。そうしたら、私の場合は何かを検索するとしたらホームページで検索をしていくようなことをしますが、若い方の中では動画で検索をするのだ、ユーチューブの中で検索をするのだということも教えてもらいました。そういうことを考えますと、本当に媒体というのは日々刻々と変わっているし、年代によっても違うかなと。また、対象によってスマートフォンをどれだけ持っているかというところもあると思います。

ただ、予防啓発として目指したいのは、やはり早い時期のほうがいいと思っています。義務教育の中でできる予防が一番いいかなと。私は最初、高校生がターゲットだと思って始めたのです。でも、それでは遅いということに気がつきまして、中学生向けのプログラムを開発しました。横浜市の中では、今、中学校でのワークショップの実施が増えてきています。

○小西委員 ありがとうございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。質問はありますか。

原委員、お願いします。

○原委員 ありがとうございます。

実施数が増えてくるとマンパワーのことも考えないといけない。阿部さん一人ではとても回れないと思うのですけれども、そういう実施者をふやす工夫というか、例えば学校の先生がそれをできるのでしょうか。そのあたりの実施者を増やすというところで少し教えていただけますか。

○阿部理事長 ありがとうございます。

ファシリテーター養成というのはそのために始めたものです。ファシリテーター養成ということで始めて、いろいろなところに呼ばれて伺っています。ただ、先ほどの90、100の団体が、実はそれぞれで既にやっていらっしゃるというのも、一つ事実かなと思っています。今年の全国ネットワークの活動として検討していることがあります。民間レベルですので、どこまで網羅できるかわからないのですが、予防教育の実施状況調査をやってみようと思っています。都道府県によって差があるかないかも調べてみたいとは思っています。

それから、先生方ができるかどうかということで、「人と人のよりよい関係」という教材がつくられていますので、それも使いながら行うことはあります。ただ、それがどこまで有効か。先生方が啓発をするという事において、生徒に対等な関係で伝えられればいいなと思います。外から来た人間のほうが、この問題はやりやすいのではないかなとも思います。性についての話もありますので、そこも含めて外からの民間のほうがやりやすいということも感じているところです。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

可児委員、お願いします。

○可児委員 ありがとうございます。

私たちが弁護士会などでいろいろな活動をするときに、広報がすごく下手なのです。そのような中で、この「びいまいせるふ」であったりとか、大学生に配付している資料であったりとか中学生に配付している資料、どれもすごく工夫されていて興味深いし、子供たちの関心をすごくうまく引けていると思うのですが、こういったアイデアはどのように出されているのか、ぜひ教えていただければと思います。

○阿部理事長 事務所の中でわいわいがやがや話し合うのです。この「でこっち」というのは、高校生向けのプログラムで何かキャラクターをつくらうという話をしていまして、デートDV高校生向け予防プログラム、長いな、でこち、でこっちと呼ぼうと決めて、でこっちといったら何だろう、おでこだからシロイルカじゃない？、シロイルカのキャラクターをつくらう、そのくらいののりです。

でも、若年層に対しては、とにかく字を少なくする、絵を増やす、という事が当然で必要なことだと思っています。私などは逆に広報担当の者から字が多いといつも言われますし、キャラクターを入れるという工夫も大切だと思います。

「びいまいせるふ」のほうは、「ありー」というキャラクターが出てきます。県庁で、中学生向けに啓発冊子をつくりたいと説明を受けたのですが、県庁を出た瞬間に事務局長と2人で、ちょうどそのころ流行っていた歌の「ありのままで」というフレーズが浮かびました。それで、ありーだ、ありのままでいこう、とひらめきました。時々刻々と変わるご時世、流行とまではいきませんが、そんなものにも敏感であることが伝える相手を思ううえで大切だと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 どうもありがとうございました。

生徒と先生と一緒に見て、とても楽しく研修ができるなという印象を受けました。実は今回の啓発の問題で、基本的に言うと2つの事件に出くわしまして、1つ目は、小学生が担任の教師から半年間にわたって強制わいせつの被害を受けていた。該当する市の教育委員会は、セクシュアルハラスメントを絶対にやってはいけないという防止のテキストをちゃんと配付していたのだけれども、結局教育委員会がチェックをしないからたなざらしになって、校長も含めて、そんな冊子があったのかという形で、見もしなかったというようなことがあって、校長も周りの教師たちも、全くそういう被害が学校の中で行われていることに気づかなかったという非常にひどい話だったのです。お子さんや教師と一緒に研修、啓発を受けることも大事ですが、教育委員会というのは毎年、教師たちにセクハラ防止のテキストをちゃんと読みなさいとか、セクハラは犯罪だから防止するのだということを繰り返し言い続けなくならないのではないかとということが1点です。

2つ目は、ある大学に夏に呼ばれて、セクハラ防止の話をしてくれと言われて行ったので

すけれども、大学の中で、留学生がホストファミリーからセクハラあるいは性暴力を受けるということが頻繁に起きているけれども、なかなかノーと言えなかったり、そういった被害に遭っても相談できない。要するに、それは自分のミスだ、あるいは自分の脇が甘かったというような理解で、これはもうセクハラという言葉ができる30年ぐらい前の状態ではないのと思うほど驚きました。

また、インターンシップで性暴力あるいはセクハラに遭ったときも、同じ大学3年生、4年生の学生たちが相談できず一人悩んで内に秘めているというような状況があるということは、大学の中でもこの問題に繰り返し取り組んでいかなければいけないのかなど。これは文科省あたりの適切な指導をどこかできちんと繰り返しやらないといけないというようには思いました。今日は文科省の方はいらっしゃらないみたいですが、ぜひお願いしたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。NPO法人への質問ということではなくですね。

○阿部委員 はい。

○辻村会長 わかりました。この問題については、後で室長からも回答していただきたいと思います。

私から阿部理事長に確認させて頂きたいのですが、デートDV特化されて運動された際に、デートDVの定義というのは恋人間の暴力ということで、初めから変わっていないのですね。

○阿部理事長 はい。

○辻村会長 そうすると、恋人間という概念について、男女間だけではなくて、もちろん同性も対象に入っているということですね。ほとんどパンフレットなどは男女になっていますけれども、そのことの確認です。

それから、先ほど小西委員からも出ていましたけれども、これは教育レベル、大学までではなくて社会人も入っているということですね。先ほど媒体の問題も出てきましたけれども、社会人を対象にすると急に広がりますから大変難しいだろうと思います。その点、今日のお話からは余り出てこなかったですが、どんな問題があるかというのが2番目です。

3番目は、後で少し話を広くしたところに関係してきますけれども、取組をしていらっしゃる中で、デートDVに限って取組をしているけれども、実際にはストーカーの問題であったり、性犯罪の問題であったり、そちらに移っていきがあると思うのですが、そういうものを発見されたり、その問題に遭遇したときに、どういうように対処されているのか。差し当たり3つ、補充的にお願いします。

○阿部理事長 ありがとうございます。

デートDVということに関して、私どもの団体での定義は、婚姻関係のない恋人間での暴力としています。

○辻村会長 それは、DV防止法で生活をともにする交際相手が入りましたが、それは入らないということですか。

○阿部理事長 事実婚というところはDV防止法に入りますので、今の私の言い方からいく

と、一緒に住んでいても、婚姻関係のない人の場合はデートDVという形です。

でも、実はここからの私たちの課題ですが、例えば先ほどの90の団体それぞれ定義が違うかもしれません。本当に私も、ここからどう進めていくかが課題であると思っています。

ただ、この全国ネットワークの中で、3つ目の御質問だと思うのですが、デートDVに特化することで、逆にデートDVに起因する予期せぬ妊娠、あるいはその次につながるDV、虐待、ストーカー、リベンジポルノ。また、デートDVが起きている背景にあるかもしれない、家庭内でのDVの目撃、面前DV、その子たちが虐待を受けてきたという背景。様々な問題が連鎖、つながっていることが多いと思います。ですから、逆にこの言葉に特化することで、さまざまな問題がある意味集約することができる。デートDVという言葉だからこそ、予防もできるし、様々な問題に対応する機関が繋がれると私は考えています。ですから、デートDVだけを防止するという考え方ではなくて、さまざまな分野とこのネットワークはつながりながら、デートDVを予防啓発し、そして相談体制をつくっていかねばいけないと思っています。

同性愛での恋人の場合ももちろん含みます。中学校、高校での予防ワークショップの中でも男性から女性だけでなく、女性から男性もあるし、同性愛の間でのデートDVもあるのだよということは必ず伝えていきます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

もしよろしければ話を広げて、事務局が最初に報告して下さった女性に対する暴力全般についての広報・啓発の問題にも広げていきます。

小西委員、お願いします。

○小西委員 ちょうどそれでお話をしたいと思います。

今のデートDVに関しては、定義はなかなか難しいと思うのです。私は大学生のデートDVなどはたくさん見るのですけれども、ちょうど一緒に住むというのも、家から出てきて、ひとり暮らしをしているところで住んだり住まなかったりみたいところで起こっていることもある。何か概念としてこれを扱っていった施策としてやっていくのだと、定義をしっかりとすることはあると思うのだけれども、実際には様々な移行形態があるところだと思っています。

それから、これは全体の広報、広げてというお話に当たることだと思いますけれども、内閣府の男女共同参画局のホームページは、私などには非常に使いやすくできております。例えば資料が欲しかったり、最近はいろいろなものを翻訳してもらったり、役に立っているのですけれども、学生さんはあのページを引けないのです。今、中学生はユーチューブとおっしゃいましたが、ごく平均的な大学生ぐらいまではスマホしか見ない。スマホの中でも、おっしゃったみたいに本当に動画の割合もすごく増えている気がするのです。多分、社会人もある一定の文字になれている層はパソコンのページを見てくれると思いますけれども、そうではない若い人はほとんどスマホしか見ないということを前提に、啓発は考えたほうが

いいのではないかと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

いかがですか。媒体の問題ですね。

○杉田暴力対策推進室長 おっしゃるとおり、IT環境が非常に進化いたしまして、学生の間ではSNSなどを使ってコミュニケーションをするケースが非常に多くなっております。そのところの問題意識は、こちらのほうとしても持っております、後ほど御説明は来年度概算要求の中でさせていただきますけれども、そういった若者向けにどうやったらそういった情報が届くのか、効果的な啓発媒体の開発ということも調査研究の中で来年度は取り組んでいて、SNSだったり、そういったものを含めて検討はしていきたいと思っております。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

納米委員、お願いします。

○納米委員 これまで広報は、社会の意識喚起、予防啓発、相談の促進、この3つぐらいを目的に取り組まれてきたと思うのです。デートDVの場合には、被害者にも加害者にもならないという、そういうアプローチだと思うのですけれども、例えばJKビジネスとかAV強要の場合には、加害をするというか、顧客になる男性側に、例えば子供の性は買うとか、そういうことなのではないかと思うのです。すきをつくるとか、脇が甘い、そういうことではなくて、やるなど。そのメッセージが欠けていると思います。

もう一つは、いろいろ工夫をしてこれまでも取り組まれてきているのはよくわかるのですが、もうちょっとインパクトがあるほうがいいと思うのです。というのは、渋谷の駅を歩いていたら、「愛は凶暴だ」という文字が赤字に白いLEDライトで大きく浮かびあがるトラックが走っているのに出くわしたのです。女性が殺人者になる新作映画のCMでしたが、とてもインパクトがあって、「愛は凶暴だ」というメッセージつきで町中を走り回られると、暴力がない社会を作っていきましょうという呼びかけをするには、よほどインパクトがあることをしないとと思うのです。例えば有名スポーツ選手、敢えて、たくましい男性が出てくるとか、ヒョウ柄のお洋服を着た谷口真由美さんが有名スポーツ選手と「みんなで暴力をなくしていきましょう」と訴えるみたいなことを考えると。

もう一つ考えたのは、動画という話が出ましたけれども、例えばショートムービーのコンテストをやる。最優秀作品はAC、公共広告機構でしたか、あそこの30秒CMに採用していくとか、何か社会的に広がりがあって強烈なインパクトがあるようなことも考えていただけたらと思いました。

○辻村会長 時間の関係で、質問だけ先にまとめてお願いします。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 私はこの羊の動画を見ましたけれども、確かにスマホで見るというのはアウトリーチとしていいやり方だと思います。ただ、それが引っかかってくるぐらい検索を踏まないとだめなわけですね。ですから、幾つか多角的にやる必要があるかなと思いました。例えばJKの調査をされたときにお話を聞かれていたBONDプロジェクトの媒体は動画なのです。

ユーチューブの検索ということがあったので、動画はいろいろ多角的なところから引っかかりそうなキーワードをくっつけて、リンクを張ると入ってきそうな形で作るほうがいいかなという気がしました。

学校での啓発と書いてあるのですけれども、一番リスクが高くて、居場所がなくてという子は、ほとんどが学校に行っていないです。学校教育でつながれる子というのはまだ何とかなるような子たちなのですからけれども、一番リスクの高い子は学校に行っていない。JK調査の報告書の中にもあったのですけれども、定時制や、支援学校の子供たちもハイリスクだと思います。どこが境界線か子供たちなので、違うやり方が必要で、そこについては重点的にやる必要があるかなと思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。何かございますか。よろしいですか。

私から追加の質問をさせていただきます。これまで内閣府では取組の対象をDV、性犯罪、ストーカー、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントと分けていたところ、このたび、AVとかJKが入ってきたのですが、それは単に同列に、対象が広がったという感じで、分割して捉えていらっしゃるのか。それとも、トータルに女性に対する暴力、性暴力として一括して、集約的に広報をするということを考えていくのか、ということです。分断化するのか、いずれなのか。そういう方針についても、もしよろしければお教え下さい。

以上ですが

室長から、お答えをお願いします。

○杉田暴力対策推進室長 幾つか御質問をいただきました。

まず、納米先生からいただきましたAV・JKへの関係で、加害者側への働きかけというお話、これも後ほど資料の中に出てくるのですけれども、子供の性被害防止プランの中で、人身取引の需要側に対する取組、具体的には性的搾取の需要側への啓発を行っていくということが書かれておまして、それに基づきまして、ポスターやリーフレット等もろもろの媒体を使って広報・啓発をやっているという事情はございます。それが不十分だという御趣旨なのだろうというように思われるのですけれども、そういった問題意識を持って取り組んでいるというところでもあります。

この啓発にインパクトが欲しいというお話、種部先生からありました検索に当たって多角的に媒体をいろいろと活用すべきではないか、そういう御意見をいただきました。先ほど、媒体の話につきましては、いろいろなSNSだったり、そういったものを最近の状況も踏まえて効果的なものを調査研究していきたいと思っておりますので、いただいた意見をしっかり受けとめて、今年度、来年度以降の調査につなげていきたいと思っております。

居場所の確保の関係につきましては、今後の対策の取りまとめの中でも幾つかそういった居場所の確保というような言葉が出てきている部分もあるかと思えます。そういったそれぞれの個別の事情に細やかに対応していく視点は大事なのだろうと思えます。

辻村会長から、トータルなのか、分断してなのかというところなのですが、AV・JK問



題につきましては、防止月間を4月にやると決められていますので、この部分については、ある意味、性暴力被害の中でもAV・JK問題を切り出してやっていく側面が出てくるのだらうと思います。なくす運動全般に関しましては、11月の2週間ですけれども、当然この期間に限らず年間を通じてやっていく部分がありますので、トータルのパッケージの中にAV・JK問題も組み込んでやっていくというような、そういう思いで考えているところです。

○辻村会長 ありがとうございました。

(阿部理事長退室)

○辻村会長 それでは、時間の関係もありますので、また最後に時間が余りましたら御意見をいただけるかと思いますが、次に進ませていただきます。

第2の議事でございますが、「女性活躍加速のための重点方針2017」のうち「Ⅱ-1 女性に対する暴力の根絶」に該当する施策に対して、来年度予算の概算要求状況を各府省から説明をしていただくということになっております。よろしく願いいたします。

最初は内閣府から、お願いします。

○杉田暴力対策推進室長 重点方針2017の「Ⅱ-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶」に盛り込まれた施策は、政府全体で言いますと39件あるのですけれども、そのうち内閣府分が19件、再掲を除いて13件となっております。資料は2-1を使って説明させていただきます。

内閣府の施策の数という意味では、実質13件と申しましたけれども、金額ベースで申しますと、内閣府の来年度の要求総額は3億2,000万円、今年度の2億4,000万に比べて、約8,000万円の増要求をしている状況でございます。

資料2-1ですが、内閣府の来年度の概算要求の状況につきまして、新規要求と拡充分のものを中心に説明させていただきたいと思っております。

4ページ、これは非常に大きな予算なのですが、性犯罪への対策の推進に関しまして、性犯罪・性暴力被害者支援交付金であります。中ほどの施策の背景・目的のところではありますが、第4次男女共同参画基本計画の成果目標といたしまして、これも何度も説明をさせていただいているのですが、平成32年までにワンストップ支援センターを各都道府県に最低1カ所設置することになってございます。本年4月現在では、38の都道府県に設置されている状況であります。

一番下の施策の概要のところですが、交付金自体は今年度から新たに創設されております。これを活用いたしまして、センターの運営に要する経費、相談員の研修費などその体制強化にかかる経費、それから、警察に相談できない被害者の医療費などの都道府県の負担分につきまして、財政的支援を行っているところであります。これによりまして、ワンストップ支援センターの早期の設置、その安定的な運営、これを車の両輪と位置づけまして、支援しているところでございます。

金額ベースで言いますと、今年度の予算額は1.6億円。それから、約5,000万積み増ししまして、2.1億円を来年度要求しているところでございます。主な増分といたしましては、セン

ターの数が少しずつ増えていきますので、当然のことながらそれに対する運営費を出していますのでその数の増分による自然増、それから、内容的に広報・啓発にかかる経費の拡充、体制強化のために関係機関とのネットワーク化、連携強化といったところ、そういったあたりを重点的に拡充してやっていきたいと思っております。

10ページ、2つ目でございますが、先ほどお話がございましたAV・JK問題の防止月間、4月に集中的にやるというものでございます。先ほど説明させていただきましたとおり、若年層を対象としたシンポジウム、それから、ポスター、リーフレット、啓発動画であったり、街頭キャンペーン、そういったものを進めていきたいと思っております。今年度は予算がない中で、実行上やったところもありますので、来年度は予算をしっかりとつけて、腰を据えて取り組んでいきたいと思っております。

13ページ、調査研究ものが続くのですが、これも先ほど少しありました若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究であります。対応マニュアルを作成すると同時に、今年度も被害の実態調査をやっているのですが、そういった調査結果も踏まえながら、相談マニュアルの作成と予防啓発媒体、ホームページであったりスマホのアプリであったり、啓発冊子であったりだとか、そういったものの開発・制作を行っていききたいと思っております。

最後に25ページ、加害者更生の関係の調査研究でございます。危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究、これは昨年も要求していたのですが、交付金の関係で非常に全体の金額が大幅に増えたというところで、なかなかつけられなかったものなのですが、それと同じ内容のものを改めてやらせていただきたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

続きまして、警察庁から発表していただきますが、先ほど申し忘れましたけれども、ここで議論しておりますことは、今、別の重点方針の専門調査会で、この内容についての審議が行われております。それが2日にわたって行われているのですけれども、来週予定されております次の専門調査会で、今日、ここで話しあわれたことを私から報告をするということになっています。逆に言えば、暴力の問題はこちらの専門調査会に任せていただいているというところがあります。ですから、この点を踏まえて皆様からの御意見をいただきたいと思っております。

お待たせいたしました。警察庁、お願いします。

○永澤警察庁給与厚生課犯罪被害者支援室課長補佐 給与厚生課の永澤と申します。よろしく申し上げます。

私からは、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実について説明をさせていただきます。

資料2-2、3ページ、第3次犯罪被害者等基本計画においてカウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられました。

これを踏まえ、警察庁では平成28年度から新規に予算措置し、都道府県警察に対し、犯罪被害者がみずから選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるように指導しており、平成30年度においても引き続き同額の予算を要求し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

なお、本年4月1日、現在の公費負担制度の運用状況につきましては、一般身体犯が33、性犯罪が36都道府県であります。

以上でございます。

○藤森警察庁生活安全局少年課課長補佐 警察庁の少年課の藤森と申します。御報告させていただきます。

資料は15ページ、通し番号111の施策でございます。児童の性的搾取は、児童買春や児童ポルノの製造等を言うののですけれども、この情勢につきましては、22ページに記載しております。児童ポルノの関係を表にしてありますが、平成12年に児童買春、児童ポルノ禁止法違反に関する統計を取り始めてから平成28年に至るまで、送致件数はかなり増えております。最近特に問題になっておりますのが、その下の表にある自画撮り被害と呼ばれる被害です。自画撮り被害と申しますのは、だまされたり脅されたりして、児童が自分の裸を撮影させられて、メール等で被疑者に送られるという形態の被害です。28年中は480人の児童が被害に遭っております。29年の上半期も先日統計が出たのですけれども、非常に増えておりまして、263人が自画撮り被害に遭っております。このペースで推移しますと、単純に2倍すれば年間で500人を超える児童が被害に遭う計算になるわけです。

こうした情勢を踏まえ、政府におきましては、先ほど来、何度か言及がございましたが、今年の4月に犯罪対策閣僚会議で子供の性被害防止プランが決定されました。これに基づきまして、関係機関が連携して、子供の性被害を撲滅するための取組を推進しているところであります。警察におきましては、取締りを始めとしたもろもろの施策を行っているところでありますけれども、30年度予算ということで、通し番号111に関係する施策としましては、子供が相談窓口を探しやすいように、ウェブサイト上に相談窓口の案内フローチャートのようなものをつくって、そこに民間団体の方々の協力も得ながら、自分が受けた行為に対して、どこに相談すればいいのかということが分かりやすく図示できるような形のサイトを構築するための予算を要求しているところであります。

18ページ、通し番号112の施策でございます。自画撮り被害児童の心理特性に関する調査等ということでございまして、この自画撮り被害の調査につきましては、現在実施しているところであります。これ以外にもリーフレットの作成等も行っているところありますが、30年度につきましては、いわゆるSNSのようなコミュニティサイトの利用に起因して児童買春等の被害に遭う児童を少なくしたいということで、そういったコミュニティサイトを利用する前の小学校低学年を対象とした啓発リーフレットの作成等の予算を要求しているところであります。

24ページの関係ですが、いわゆる「JKビジネス」の勧誘の手口や犯罪被害に関する具体的事例を集約した中高生向けの啓発用DVDを作成したいと考えておりまして、30年度予算で要

求しているところです。

以上です。

○篠崎警察庁生活安全局生活安全企画課課長補佐 続きまして、ストーカー事案対策について説明させていただきます。生活安全企画課の篠崎と申します。

27ページ、重点方針2017について、ストーカー事案の対策については、3点ほど施策が掲げられております。1点目はストーカー総合対策に基づく取組ということで、これは平成29年から引き続きの施策になります。30年度予算としては、ストーカー被害の未然防止を目的とした啓発活動のためのパンフレットやリーフレットの作成、または、被害者等の安全を確保するための宿泊施設への一時避難に係る経費の公費負担、これらの予算を継続的に要求しているところです。

30ページ、こちら平成29年、30年度の2か年で行っている調査研究です。昨年末に成立した改正ストーカー規制法第11条においては、ストーカー行為をした者等を更生させるための方法について、調査研究を国においても推進するよう努めなければならないと規定されております。これらも踏まえ、平成30年度において、29年度に引き続き多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組に関する調査研究を行う予定です。これは警察だけでストーカーの対策をやることは限界があるということもあり、他の先進国などにおいて、さまざまな相談窓口を設置したり、あるいは加害者の更生に関して、各関係機関が連携をして更生施策をやるというような実態があることから、この点について、日本でどのようなやり方が考えられるかを調査研究するものです。

33ページ、こちら平成29年度、30年度の2か年の予算で行っているストーカー情報管理業務等の充実・強化についての施策です。ストーカー事案、あるいはDVの事案については、過去の相談等が警察に寄せられているケースもありますので、これらの情報について横断的に検索すること等もできるよう、システムの高度化を図るものでございます。これらを総合的に判断できるようにして、事案の危険性、切迫性をより正確に判断することを目指しております。

ストーカー事案の対策の関係は以上です。

○辻村会長 警察庁の発表は以上ということでしょうか。ありがとうございました。

それでは、質疑応答は後にまとめて行うことにいたしまして、続きまして、消費者庁から説明をお願いします。

○川合消費者庁消費者制度課政策企画専門官 それでは、消費者庁が取り組んでまいります対策のうち、まずは当庁が所管しております消費者契約法の関係について御説明をさせていただきます。

資料2-3の2ページの上段にございます該当施策概要をご覧ください。施策としては、大きく2点ございます。まず1点目、アダルトビデオの出演契約が消費者契約に該当する場合、こちらについては消費者契約法に基づきまして、その締結した契約を取り消すことが可能である場合があるということなどを業界関係者に周知する。次に、適格消費者団体がこの

ような不当な勧誘などに対して実効的に差止請求ができるよう環境整備を図るというところでございます。それぞれ御説明させていただきます。

3 ページ目、こちらは消費者契約法の概要でございますけれども、消費者契約法は、消費者契約に関する包括的な民事ルールとして、消費者と事業者との契約、これが消費者契約でございますけれども、これについて労働契約を除いて広く適用されるというものでございます。

消費者契約法の適用がある場合には、例えば、これまでアダルトビデオに出演したことのない女性が町を歩いていたら、突然スカウトされた。そして、密室に連れていかれて、帰りたいと告げたとしても勧誘され続ける。そういったことによって継続する意図なくアダルトビデオに出演する契約を締結してしまった。そのような場合には、この契約を取り消すことができるというものでございます。

また、契約条項の中に、その契約の解除に際して事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるキャンセル料を定めているといった不当な契約条項を無効とするといったことも可能でございます。こういった被害の防止、救済のため、このような消費者契約法の規律を業界関係者に周知するというところを実施してまいります。

4 ページ目ですが、消費者契約法では、事業者によって先ほどのような不当な勧誘行為がなされていたり、また、不当な契約条項が用いられている場合などには、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体が、その差止めを求めることができる制度がございます。こちらについては、不当な勧誘などに対して、適格消費者団体が活動することによって被害の未然防止、さらには拡大防止が可能となります。こういった被害に関して、適格消費者団体が実効的に差止請求ができるよう環境整備を図ることをしております。

具体的には、適格消費者団体は被害の情報を収集して活動するのですが、アダルトビデオへの出演を強要させられたといった被害の情報まではなかなか入ってこない現状がございます。そこで、そういった情報が入る被害者支援団体に対して、適格消費者団体に対して被害情報を共有していただくよう要請したということもございます。

6 ページ目、こちらは全国の適格消費者団体を記したものでして、現在16団体でございます。こういったアダルトビデオの出演強要という被害は、基本的には首都圏に多いとは思いますが、必ずしも首都圏限定の被害ではないと思えます。そこで、この全国の適格消費者団体が一堂に会する機会が10月でございますので、その際に被害者支援団体の方に被害実態を御報告いただくということを考えているところでございます。こういったことを通じて、適格消費者団体がこのような被害にも実効的に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

消費者契約法に関することについては、以上でございます。

○梅田消費者庁消費者教育・地方協力課課長補佐 消費者庁の消費者教育・地方協力課の梅田と申します。

私からは、消費者庁における地方への支援について御説明をさせていただきます。

7 ページ、地方消費者行政推進事業において交付金事業を要求しております。消費者庁では、全国の地方公共団体に約800の消費生活センターを持っており消費生活センターは、消費者問題に関する相談を受け付けている機関で、全国に約3,000名強の消費生活相談員がおります。そこで相談を受けているということでございます。

9 ページ、実際に今回こういった支援をするかということでございますけれども、ポンチ絵をご覧いただきたいと思います。今回消費者庁で地方への支援ということで、国の政策推進等への対応を担う消費生活センターに対する支援をしていこうということでございます。先ほど説明がございましたとおり、消費者契約法での取り消し、そういったところの観点を消費生活相談員にきちんとわかっていたらこうということ、国民生活センターにおいて、今年度も2回の研修を実施しておりますけれども、このような研修に参加できるようにということで、今回交付金を要求しているということでございます。

実際に見ていただきますと、こちらのポンチ絵の左側の箱の中に、AV出演強要問題というものを取り上げさせていただいております。右に移っていただくと、実際の支援の内容ということになりますけれども、こちらの国が指定する研修への参加というものについては今回交付金の対象としたいと考えておまして、その中で、このAV出演強要問題というものに対してもメニューの中に入れるということで対応をしていきたいと思っております。こういったことを通じまして、地方消費者行政の現場でも、この問題に対して対応力を高めるための要求をしているということでございます。

私からは以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

消費者庁から報告をいただくのは初めてで、前回の4月の報告ではなかったことでございます。後でまた質問などをお願いいたします。

それでは、最後ですけれども、厚労省から発表をお願いします。

○牛島厚生労働省職業安定局需給調整事業課長 厚生労働省でございます。

資料2-4に基づきまして、事項ごとに担当から御説明を申し上げたいと思います。まず、私は職業安定局の需給調整事業課の牛島と申します。

1 ページ、アダルトビデオ出演強要問題の関係でありまして、出演される方が労働者に該当するということになりますと、労働関係法令が適用になる。そういったことにつきまして、関係業界に周知していくという話でありまして、特に予算を絡めてという話ではございません。

3 ページ、実際に9月15日に関係業界向けに発出した通知文をおつけしております。内容を簡単に申し上げますと、4ページにございますように、労働者性の判断基準ということで、どういう場合が労働者に該当するのかというところをまず説明した上で、労働者ということになりますと、2. にありますけれども、強制労働の禁止でありますとか、年少者を有害業務につけてはいけないということでありまして、(2) にありますような損害賠償を予定して契約をするといったような違約金を前提とした契約を締結するのは禁止ですよというこ

と。また、(3) (4)にあります職業紹介でありますとかプロダクションが絡むような形で労働者派遣を行う場合、これは5ページの(3)や7ページ(4)にありますとおり、公衆衛生または公衆道徳上有害な業務、これにつかせる目的で、そういった紹介でありますとか派遣を行うのは禁止でありますので、公衆道徳上有害な業務という事例として、6ページ、7ページにありますようなアダルトビデオの出演というのはそういうものに該当すると裁判でも出している。こういったところを通知文という形で関係業界に発出したという取組を紹介させていただきます。

私からは以上です。

○度会厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長 子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室の度会と申します。

資料8ページ、婦人保護事業に関しまして、重点方針2017の中では「②婦人保護事業の在り方の検討」という形になっておりまして、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しに向けた検討を推進するため、婦人相談所等における支援の内容等を中心とした実態把握を行うという形になっております。

具体的には、平成29年度、今年度においてこの実態把握を行うという形になっておりますが、有識者によるワーキングチームを立ち上げながら、この婦人保護事業に係る都道府県主管課及び実施機関、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設、こうしたところを対象としたアンケート調査や民間支援団体に対するヒアリング等を実施し、10月にこのワーキングを立ち上げ、調査項目等の検討から始めていく形になっております。

もう一つ、該当施策概要の2つ目になりますけれども、平成30年度の要求の中身につきましては、婦人相談員による相談支援の充実を図るために、婦人相談員の手当につきまして勤務実態に応じた手当額となるような引き上げ、それから、若年被害女性等に対する公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保を行うモデル事業としまして、資料の13ページにポンチ絵をつけております。なかなか公的機関につがりにくい若い方、若年の方の相談を民間団体と協力しながら、アウトリーチによる支援、居場所の確保、自立支援など、こうした事業をモデル事業として30年度に行っていきたいという形で現在要求しております。

以上になります。

○辻村会長 ありがとうございます。

資料をご覧くださいますと、資料2-5で法務省、その後に文科省の資料もついているかと思っておりますけれども、法務省、文科省は資料だけということで、ヒアリングはありません。

それでは、これからこれまで御報告いただきました内容について、質疑応答に入りたいと思います。委員の皆様から順番どおりでなくていいと思いますので、それぞれ対象になる省庁を特定していただいて御質問をいただけますか。

種部委員、お願いします。

○種部委員 まず、内閣府からいきたいと思います。ワンストップ支援センター、今年度1

億6,000万つけていただいたのですけれども、たしか去年の概算要求のときに2億6,000万ついていたのが1億6,000万に減らされたのですが、今年は2億1,000万ということは、減らされるということでしょうか。去年のものを見ますと、もうちょっと大きく要求しておかないと、減らされたときに非常に心配になりました。

富山県はこれからワンストップ、47都道府県の最後ぐらいになるつもりで立ち上げようと思っているのですけれども、実際、運用していく際には、国の予算次第で中長期のカウンセリングをカバーできるのかどうかなど、きわどいところに入ってくるものですから、委託総額が減りますと仕様書に書いてある支援ができない、あるいは支援員の給料を減らすかどうかしらかないということになってしまいます。2億1,000万は今年の実績に見合っただけでさらに上げていただけるのかどうか不安がございましたので、状況がわかればうれしいです。

それから、国予算で支出できる支援としてどこかに中長期のカウンセリングが入っていたと思います。ワンストップ支援センターの機能として、中長期カウンセリングを支援事業の中に含めるという考えでよいかどうかということを一応確認したいです。というのは、被害届を出す人については、今、警察庁でカウンセリングを手厚くするという事業についてお聞きしたのですけれども、警察は届け出をしない人についてはカウンセリングをしないのではないかと思います。そうしますと、被害届を警察に出さないという選択をされる方はワンストップでカバーしなければいけないと思うので、それが同じぐらい手厚くなっていく必要があるのではないかと思います。実際にワンストップの各都道府県の状況を見てみますと、急性期の被害はまだ非常に少なく、圧倒的に中長期です。今まで相談できなかった人たちの積み残しが圧倒的に多い。しかし、若くて、まだ被害からそんなにたっていない中期の人については、手厚い支援をすることで労働者として社会の中で生きていけるかどうかという瀬戸際だと思いますので、これを手厚くすべきではないかと思っています。警察庁のほうでも中長期を含めてカウンセリングということだったのですけれども、そちらは急性期に限りカウンセリングを重点的にということだとしたら、中長期と被害届を出さない人をカバーできる仕組みにしていきたいということがあります。

○辻村会長 ほかにかがでございませうか。ほかの省庁で結構です。

納米委員、お願いします。

○納米委員 内閣府でも警察庁でも、加害者についての取組を来年予定されるということなのですけれども、この2つの取組には関連がとられるのでしょうかということが一つです。

それから、警察庁にお伺いしたいのですけれども、32ページにポンチ絵があつて、加害者対応機関と被害者対応機関がそれぞれ、加害者対応は加害者対応で連携があり、被害者対応は被害者対応の連携があるのですけれども、この加害者対応と被害者対応の2つの対応の間はどう連携をされるのでしょうかということが2点目です。

3点目は、同じく警察庁で、35ページ、人身安全関連事案情報管理システムとございませうけれども、これは警察の中での情報共有及び情報管理という理解でよろしいでしょうか。

最後、厚生労働省で若年被害女性等支援モデル事業というモデル事業を要求されるという



ことなのですけれども、これはいわゆる要保護児童対策地域協議会でございますが、それとは別のものでしょうか。というのは、犯罪被害者は犯罪被害者で連絡会があり、要保護児童は要保護児童でありという形で幾つもの連絡会ができますと、現場としては幾つも会議があつてということになるので、一本化というのは無理なのではないかということです。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかに御質問等がございますか。先に質問をまとめて出していただいたほうがいいと思います。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 消費者庁に、納得のできない契約は破棄できるということでしたが、具体例があれば教えていただきたい。

以上です。

○辻村会長 ほかにいかがですか。

原委員、お願いします。

○原委員 厚生労働省の若年被害女性等支援モデル事業のアウトリーチ支援というものにごく関心があるのです。これは若年女性だけのものなのではないでしょうか。いわゆるDV被害者のアウトリーチの支援は今後必要ではないかと思っておりますが、そこまで広げるお考え等があれば、もしくは、また、このアウトリーチのことをもう少し詳しく教えていただければと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。私から追加で、消費者庁さんにお尋ねします、AV問題には消費者契約法に該当するものがあるということだったのですが、JKはないですか。

それから、7ページの通し番号116に10億円を計上されているのですが、この契約法に係る予算全部が10億円だと思うのですけれども、男女共同参画といいますか、AV問題に係る費用というのはそのうちのどのぐらいの割合かという試算というか見通しか、そういうものがあれば教えていただきたいということです。

私からは、厚労省さんにも婦人保護事業のことで、8ページについて追加させていただきます。これは前回の4月の議事録を見ましたらしっかり出ておりまして、毎回、毎年私は同じことを言っているのですけれども、というくだりがあるのですけれども、この婦人保護事業というものが売春防止法に係る用語であつて、婦人相談所が、今はもういろいろなセンターとか、名前が変わっている実態がある。だから、4月の段階で、婦人保護事業という言葉で事業をお出しになるのではなく、再検討していただくことはできないのでしょうかという発言しております。それは前年にもしましたということで議事録に載っているのですけれども、結局4月に出てきて今後検討いたしますという形でずっとこのまま同じ名前が出てきているのですが、これは今後もまた来年度以降も同じようになるのでしょうか。売防法の法改正がない限りはこの名前を使われるのか、それとも、次からは事業名については名称変更というこ

ともお考えになるのか、そういうことももしよろしければ教えてください。時間がなければ、また来年も伺いますので、今日は省略していただいて結構です。

以上ですけれども、よろしいですか。

それでは、回答を内閣府から順番にまとめてさせていただきますか。

○杉田暴力対策推進室長 種部先生からございましたワンストップ支援センターに係る交付金の関係です。非常に現場の切実な声を聞かせていただきまして、しっかり来年度、守っていかないといけないなという思いを新たにしたところなのですけれども、おっしゃるとおり、今年度につきましては創設1年目ということで、まさに産みの苦しみがあったということで、金額は額面上を見ますと、2.6が1.6に減ったと相当減らされたと受け取られる部分があるのですが、こちらからいたしますと、むしろゼロが1.6になったという、その意味で非常に大きなターニングポイントになったのではないかと考えております。来年度概算要求に向けましては、逆に言うと、この1.6という数字が起点になるのだらうと考えていますので、少しでも積み増しができるように頑張っていきたいと考えております。

中長期のカウンセリングでございますが、医療費等の公費負担は、御案内のように3分の1で出しているのですが、カウンセリング費用も概念上は当然に公費負担の対象に含まれることになっております。ただ、予算の上限額等々はございますので、どこまで出せるのかは今後の展開次第かなと考えております。

以上でございます。

○辻村会長 警察庁、お願いします。

○篠崎警察庁生活安全局生活安全企画課課長補佐 納米先生からお尋ねのあったストーカー対策についてお答えします。まず、内閣府も来年度DVに関して加害者対策を検討されるということなのですが、当庁でストーカー対策の加害者については、今年度から調査研究に着手しておりまして、内閣府とも連携しながら取り組んでいるところでございます。被害者、加害者がどうしても重なる部分もあると思いますので、その辺は連携して対応していきたいと考えております。

その研究の中で、今度は加害者と被害者の関係機関のそれぞれの連携についてですけれども、もともとストーカー総合対策においても、被害者の連携の仕組みというものが、既に関係機関連携というところできている中で、そのようなものを発展的に活用することも視野に入れるべきだということもあって、なかなか加害者について関係機関連携というものが今まで概念としてありませんでした。警察が全面的にやる、あるいは法務省が法務省のエリアでやるというようなところがあったと思うのですけれども、そこも含めてできる限り効率的にやることが重要だと思っております。ただ、海外の仕組みなどでも、それぞれいろいろな考え方でやっているようなところもありますので、調査研究の結果を踏まえて、どのような形にするのか検討していきたいと思っております。

最後のシステムの関係でございますが、こちらは警察庁のほうのシステムの高度化の全体の中の一つの施策としてやっているものでして、特にストーカーやDVの過去の取扱いなど

について横断的な検索をするという性質ですので、外と連携するようなシステムは検討していないところでございます。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

今、回答を2つの省庁からいただきましたが、種部委員と納米委員で、再度反論といたしますか、反質問といたしますか、何かありますか。

○種部委員 反論といたしますか、応援するしかないのですが、内閣府のものは応援したいと思います。警察庁はカウンセリング費用をとって手厚くということなのですが、これは急性期に限る、届け出をする人に限るということでしょうか。確認です。

○永澤警察庁給与厚生課犯罪被害者支援室課長補佐 これは必ずしも被害届が要件となっているわけではございません。ただ、被害があったということがある程度警察で確認できる状況が必要になります。

○種部委員 私は国の証拠保全のモデル事業を委託させていただいたのですけれども、DNAだけ保管していただいて、後からゆっくり考えてから被害届を出すかもという方はいらっしゃいますね。そういう方は匿名でDNA、証拠だけは保全しておくのですが、その方は対象に入りますでしょうか。

多分、石川県とか、ほかの幾つかワンストップの中でも、先に証拠だけ保全しておいて後からゆっくり考えて届けをして、その後犯罪にするのかどうかを考え、後から蜚雪に相談もいよいよという仕組みをとっていくワンストップが幾つかあると思うのです。そうなりますと、届けをする意図はあるのですけれども、まだ心が癒えていなくて被害届に至らないという方が、先に証拠保全だけされていると思うのです。こういう方たちは、心が大分充電しないと届けもできないので、そこでできればカウンセリングを入れたらいいのではないかと考えたのですが、それが対象となるのかどうか。個人が特定されてしまうという問題はあるので非常に難しいですが、いかがでしょうか。

○永澤警察庁給与厚生課犯罪被害者支援室課長補佐 それは警察に、届け出はありませんが一旦来ていただいていますので、犯罪行為があると認められる状況があれば当然対象となりますので、カウンセリングが必要であれば必要な対応を行っていくということでございます。

○種部委員 警察に行ってしまうと匿名ではなくなってしまうので、民間とか精神科とか、本人が希望されるところということが条件に入っていたと思うので、それを適用することは可能ということですか。

例えば、今までですと警察の犯罪被害者相談室などにカウンセラーがおられて、その人に相談をするということだったと思うのですけれども、警察に被害届は出さずDNAだけ先に匿名で提出していただくケースがこのワンストップでも出てきていると思うのですが。

○永澤警察庁給与厚生課犯罪被害者支援室課長補佐 それは、ワンストップに対する届出ですか。

○種部委員 ワンストップを通す場合です。私は警察庁の直接の事業を受けていますけれど

も、その対象者の人たちも、例えば個人的に自分の指定するカウンセラーとか精神科に行かれたときは、カウンセリングの費用捻出の対象になるかどうかということです。

○永澤警察庁給与厚生課犯罪被害者支援室課長補佐 要は、先にカウンセリングを受けて、その後、警察に届け出た場合ということですね。

○種部委員 そうということです。最初は匿名でDNAだけ出していますから、直接警察に行くということはされない人ですけれども、そこでカウンセリングをしたりして、やっと届けをしようかなという気持ちになる人、それは今公費から出ていないと思いますので、それが対象になるのかどうかを確認したかったです。

○永澤警察庁給与厚生課犯罪被害者支援室課長補佐 警察で犯罪被害を確認しないと、公費の対象ということにはできないかと思います。あと、全県一律の制度になっていない部分があるのですが、極力被害者の方が先に支払った場合であっても、後日公費負担できるような形がとれるようにしているところであります。

○種部委員 ということは、やはり被害届を出さないとということですね。わかりました。

○辻村会長 ありがとうございます。

では、次に行ってよろしいですか。

消費者庁、お願いします。

○川合消費者庁消費者制度課政策企画専門官 阿部委員の御質問で、実際にどういった事例があったかということかと思えますけれども、まだ、当庁で、消費者契約法でこのアダルトビデオへの出演強要に関連して取り消した事例は把握していないところではございます。ただ、論理的に考えれば、先ほど御説明したように、例えば今までアダルトビデオに出演したことの無い女性が町で突然スカウトされた、密室に連れていかれて帰りたいと何度も言ったとしても長時間勧誘されて、結局契約してしまった。こういった場合には消費者契約法で取り消せる可能性があると考えております。ですから、消費者契約法の適用の可能性があるといったことを周知していくことが大事だと考えております。

次に、辻村会長のJK問題はどうか。

○辻村会長 労務契約締結能力ということもあります。

○川合消費者庁消費者制度課政策企画専門官 JK問題は未成年者ということで、未成年者契約の取り消しなど、実際にJK問題はさまざまな場合もあろうかと思えますけれども、これも実際に具体的な事例がということは把握してはいないのですが、状況によっては消費者契約法の適用可能性はあるのではないかと。本当にそれは個別具体的な事情を見ていって、消費者契約法の要件に該当するという場合には取り消すことは可能ではないかと思っております。ただ、先ほど申し上げたとおり、具体的な事例が何かというところは現在把握していないところでございます。

○辻村会長 AVの場合には初回ですね。勧誘したときで、密室で契約した場合でしょうが、JKの場合は何か思い当たりますか。まだわからないですね。

○川合消費者庁消費者制度課政策企画専門官 そうですね。まだ具体的な事例を把握してい

るわけではないので。

○辻村会長 小西委員、お願いします。

○小西委員 全然このことについてよく知らないのですが、教えてもらいたいのですが、実際には、AVでこの問題が国で取り上げられたために、業界での契約が非常に厳しくというか、その撮影ごとにとっていくとか、そういう形になって、形式だけ法にのっとった形でやっているのだけれども、内容は非常に一方的である。あるいは、もうちょっと広く言うと、いろいろな女優さんになりたいとかモデルさんになりたいという若い人と契約する契約書の内容が、素人の私などが読むと非常に一方的ではないかと思うのだけれども、本人はそういうことを余り考えもせずにサインしているようなケースを実際の事例で見ますが、そういうことに関して、何か今回のことでサポートしていただけたりする可能性はあるのでしょうか。ポイントがまだよくわかっていないので、質問です。

○辻村会長 ですから、労務契約以外でこちらで救済できることがあると判断していらっしゃるのでしょうか。

○川合消費者庁消費者制度課政策企画専門官 そのとおりでございます。実際にこういった不当な条項があるかというところはあるとは思いますが、消費者契約法の中では、不当な条項について幾つか類型を定めておるのですが、それらに該当する場合には、その条項を無効にするという規定もございます。この消費者契約法は一般的な民事ルールということで、消費者庁が何か罰則を科したりだとか、指導したりといった行政処分をしたりというものではないのですが、先ほど申し上げた民間団体ではあるのですが、適格消費者団体というものがございまして、この団体がそういった条項について使用を差し止めるといったことを請求していくことがございます。

○小西委員 そうすると、現場で専門ではない者としては、例えば大学生が契約書を持ってきて、これはどうかなと思ったときに、とにかく消費生活センターに行けと言うと、いいことがあるかもしれないという理解でいいのですか。本当に実際にそういうケースが結構たくさんあるのです。見ると、ちょっと一方的過ぎると思うのだけれども、法的なところでどう見るかはわからないし、そういう子たちは突然弁護士さんのところに行くとか、法テラスに行くとか、そういうことはできないので、もっと電話相談などができる場所などがあるといいのだと思うのです。そういうときに、木で鼻をくくったようにはならないということでしょうか。

○梅田消費者庁消費者教育・地方協力課課長補佐 そういう意味では、確かにこの問題について、どれだけ現場の相談員さんの自覚があるかというところのレベルにもよってきまして、場所はあろうかと思えます。ただし、今回まさに研修を準備して、そこに支援をしていくというところで、相談員さんにもそういう意識を持っていただくというのを我々としては意図しているということがございます。場合によって、消費生活問題を出してしまう場合はあるので、そういう場合には、法テラスですとか警察にしっかりと相談するようにしていただきとか、そういったことも含めて相談員さんに対策を周知していきたいというのが、この後

の交付金のところでの相談員さんへの周知ということになっております。

○辻村会長 ありがとうございます。

厚労省、お願いします。

○度会厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長 厚生労働省です。

モデル事業について2点御質問をいただきました。資料2-4の13ページ、一番最後のページですけれども、関係機関連携会議の設置について、要保護児童対策地域協議会（要対協）なのか、どこかという御質問なのですが、具体的にはまだ決まっておりません。ただ、要対協だけで対応できるかという、そこも難しい問題があると思いますので、そこにプラスアルファするような形で自治体の中で検討していただければと思っております。

アウトリーチについてという御質問もありましたが、DV被害者ですね。この若年被害女性等支援モデル事業についてですけれども、いわゆるアダルトビデオ出演強要、それから、JKビジネス問題の対策についての取組として、このモデル事業を検討している形になっております。直接にそのDV被害者が入ってくるかという、ちょっと難しいかもしれませんが、今でも対象としているのは、児童でも18歳に近い児童とか、18歳を超している方、成年女性も含めてという形になりますけれども、そういったところでこの事業を行っていくという形で、なかなか公的機関につながりにくい、公的機関は敷居が高いという認識を持っている方もいらっしゃるし、そこをうまく民間団体と協力してつなげていく形でこの事業をしていきたいと思っております。

最後に婦人保護事業の名称についてですけれども、資料の10ページに、対象女性という形で2.の①から⑥まで書いてありますが、これらについて、現時点では婦人保護事業という形での名称の事業の対応という形でしております。

それと、先ほどのお話があったように、婦人相談所は女性相談所が変わっているとか、女性センターに変わっているという形もありますけれども、これは個別に名称を変えていただく分には問題ないと思いますが、現状、法律上は婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設というものが位置づけられている形になっております。

○辻村会長 売防法だけですよね。

○度会厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長 はい。

それで、これを変えられるのかということなのですが、婦人保護事業については、社会の変化に見合った見直しの検討という形がありますので、その中で今後検討する形になっていくと思っております。現時点では、この婦人保護事業という表記の仕方で示していきたいと思っております。

以上です。

○辻村会長 これは毎年同じようなことを言っていますが、この表記は売防法だけなのです。この①から⑥の間の、これが法律で該当するのは①と②だけなのです。そのほかの法律や規制法にしても何にしても、こういう言葉は使われていないわけですね。ですから、①と②だけでずっとこれまでやってきたので、その見直しが、多分、法改正が必要な部分と必要な

い部分とはあると思うのですけれども、せめて施策の表題ぐらいは法改正を先取りして、何かもう少し広い新しい言葉で事業名をつくれぬのかということです。御検討ください。毎年、今後検討します、今後検討しますと回答をいただいておりますので、また検討していただきたいと思えます。

ほかにいかがですか。時間の制約がありますから、手短にお願いします。

種部委員、お願いします。

○種部委員 今の若年被害女性のお話ですけれども、幾らJKビジネスとか何とかと啓発をやっても、居場所がないのでだめというところがあったので、とても期待しているのです。こういう子供は、妊娠が心配なときと医療が心配なときだけは相談につながろうとするのですが、切れてしまうということが問題だったので、例えば全国に妊娠SOSという電話をやったりしているところがあると思うのですが、そういうところと連携するといいい情報源になるのではないかと思ったので、事業をやるときに参考にさせていただければと思っています。

もう一点、警察庁で予算はついていなかったのですけれども、強姦罪が法改正になって監護者からのものが入りましたので、子供の被害についてきちんと立証していくということが必要になってくると思うのです。女性警察官を研修するということが書いてありまして、予算もなくやってくさるそうだととても期待したいところなのですが、去年からずっとこの中で言っていたと思うのですけれども、司法面接の整備が必要です。司法面接は検察の仕事なのかと思っていたのですけれども、検察官というのは地方ですと1年や2年でかわられてしまうので、せっかく司法面接ができるよう検察官の方がチームをつくっても、転勤になられるとまたゼロからやり直しということになってしまうので、私はやはり都道府県警の中、少年課とか、そういうところに司法面接・協同面接をやるチームがあるべきだと思えます。ぜひ女性警察官、特に性犯罪の担当に当たられる方を研修しようというのであれば、司法面接のスキルを持っていただいて、児童相談所とか幾つか職種がセットになってチームをつくるということも念頭に置いて事業をやっていただきたいと思えます。

○辻村会長 時間がありませんので、お答えいただくことは避けたいと思えますが、議事録にもしっかり載りますので、今のことを御検討いただければ幸いです。

では、省庁の方々、どうもありがとうございました。先ほどお答え忘れた10億円分の幾らというのも、また何かありましたら回答をよこしておいてください。

(警察庁、消費者庁、厚生労働省退室)

○辻村会長 それでは、議事3に移らせていただきます。資料3-1以降でございます。「配偶者暴力相談支援センターの相談件数等について」でございます。事務局から報告をしていただいた後で質疑応答をお願いしたいと思えます。

では、よろしくお願ひいたします。

○杉田暴力対策推進室長 資料3-1から3-3、3種類の資料を用意してございます。配暴センターの相談件数等についてでございます。

資料3-1の1ページ、今年の7月10日現在の配暴センター数の一覧になっております。

総数が一番上のところで276、都道府県が173、市町村が103となっております。

1枚おめくりいただきまして、第4次基本計画における成果目標といたしましては、市町村の配暴センターの数は32年までに150箇所ということで、先ほど103カ所ということで、さらに努力をしていく必要があると考えてございます。

資料3-2、こちらが相談件数の結果、平成28年度分ということでございます。

3ページ、相談件数がグラフになっております。平成28年度が10万6,367件ということで、昨年度からは5,000件弱ほど減っているところでございます。ここにはないのですが、一部の県で大きく減少している県、徳島県なのですけれども、3,000件弱ぐらい少なくなったりだとか、もろもろの要因が絡み合って28年度は下がったということかと分析しております。ただ、3年連続で10万件以上という状況でもありますし、26年度に比較をすれば増えているということありますので、依然として高い状況にあるとは言えるのだろうと思っております。

1ページ、相談件数10万6,000件のうち、女性が10万4,000から10万5,000件ということで98%を占めるだったりだとか、1.の(2)ですが、施設別で言うと婦人相談所が非常に多いというデータだったり、下のほうに行きまして、9.ですが、これは今回新しく調査項目に含めたものなのですが、一時保護、ここは婦人相談所以外の配暴センターの緊急避難について、実際にどれくらいの期間、避難をしたかというところでございます。総数が586件のうち、1日から3日というところが273件で、約半分近くがそういう状況になってございます。施設別に緊急時における安全の確保を行った件数、右側の(2)なのですが、民間団体が約3分の1の200件ということで、大きな数字を占めている状況でございます。

資料3-3、試行調査の結果でございます。以前、相談のあった案件は必ずしも十分に一時保護に結びついていないのではないかという御指摘もいただいております。そういったことも受けまして、新たに調査項目を追加して、調査したものでございます。

2ページ、右側の課題として書かれているもの、これはこれまで調査項目としてやっていなかったものなのですが、昨年9月26日から10月9日までの2週間の間、ここに掲げている○4つ分の調査項目を試行的に実施したところでございます。

4ページ、調査期間が特定の2週間と非常に短くなっておりますので、サンプル数が少な過ぎて調査の有意性が担保されるのかという御指摘をいただいたことがございました。ここで、この2つの赤枠なのですが、下の赤枠が平成27年度の通年分の相談件数で、真ん中のところがこの2週間の試行調査の結果の構成になっております。男性比、女性比、あるいは来所、電話あるいは加害者との関係とか、上と下で見比べていただきますと、大体符合するのではないかと思います。ということで、ある程度信頼性がある、有意性があるデータなのだろうと受けとめております。

5ページ、調査結果の内容でございますが、相談の内容別で言いますと、この赤枠のところ、これは複数回答可なのですが、身体的暴行に関する相談が5割、52%、心理的攻撃的に関する相談が73%、この2つが多い状況になってございます。

6ページ、相談件数のうち同居している未成年の子供がいる割合でございます。赤枠のと



ころ、59.2%が子供がいるという結果になっております。

7ページ、一時保護の状況でございます。左側、相談件数自体は1,382件なのですが、この中で本人が一時保護等を希望した相談件数は167件ということで、12.1%となっております。逆に申しますと、相談に来られた9割ぐらいの方が一時保護等を希望していなかったというデータになっております。

それから、相談に来られた方で一時保護を希望された相談件数の中で、一時保護により対応しなかった件数、これは真ん中の紫の枠でございます。167件中54件となっております。つまり、約3分の1の32.3%分が本人は希望したのだけれども、一時保護していなかったところでございます。

下の矢印が出ているところ、ここがその理由でございます。この54件の内訳を見ますと、本人の辞退、これが54分の22件となっており、約4割の40.7%。それから、一時保護を要しないと判断したのはお隣の12件で約2割となっております。この真ん中のところ、収容人員等の都合で対応できなかったもの、時間外等の理由で対応できなかったものはゼロ件という結果になっております。

9ページ、相談件数のうち、配暴センターの関係機関を紹介しているケースは30.9%、その紹介先としましては下の赤枠、警察が33.5%、弁護士会、法テラス等が32%となっております。

駆け足で済みません。以上でございます。

○辻村会長 時間の関係で急がせてしまいましたが、これはある意味、我々の調査会で行っていただいた調査の結果を報告していただいていますから、次回以降、また今後引き続き審議することも不可能ではないですね。ですから、今日のところで何かお気づきの点がありましたら御意見、あと5分ぐらいしかありませんけれども、出しておいてください。

可児委員、お願いします。

○可児委員 資料3-2に関連して、要望ということになるのかもしれないのですが、ぜひ婦人相談所における一時保護件数についても、各都道府県別の資料があれば、それを出していただけるよう厚労省に要請していただきたいというのと、保護命令の件数に関しても、これは地域によって全然違い、以前、自身で調査したときに相当開きがありましたので、これについても最高裁から各都道府県における数字みたいなものを出していただけないかと。そういうものをあわせることによって、DVセンターの存在がどれだけ影響しているのかとか、そういうところも見えてくると思うので、ぜひそのあたりはお願いいたします。

○辻村会長 ほかにいかがですか。

納米委員、お願いします。

○納米委員 たびたび失礼いたします。資料3-3についてなのですが、本人が一時保護を希望したのが12.1%ということは、9割近くは一時保護を希望していない。そうすると、その人たちのニーズは一体何なのかということが知りたいと思います。また、本人が辞退した、なぜ辞退したのかという要因もぜひお調べいただければと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

種部委員、お願いします。

○種部委員 今のと同じところなのですけれども、9割近くは一時保護を希望していないのですが、恐らく配偶者が変わってほしいとか、いろいろあると思うので、この人たちのニーズが何かということ吸い上げた後、加害者に対する対応の選択肢を増やす必要があると思います。それから、このうちの60%ぐらいはお子さんをお持ちなのだと思うのですけれども、この9割のうちの6割という子どもたちが、面前DVの被害を受けながらずっと生活しているということですね。そうなりますと、これは虐待ですから、それに対して全く何もせずに放っておいていいのかということが問題だと思うのです。保護に至らなくても、お子さんについては面前DVによりいろいろ問題を起こしていると思うのですけれども、そういうものを相談を受けている中から調査してくることができないのでしょうか。不登校など、面前DVの被害を受けている子どもはさまざまな症状を出しているはずなので、それを実数として出していくことが、相談の場において子どもにカウンセリングをやるための予算根拠になると思いますので、ぜひ追加の調査をしていったらどうかと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 資料3-2の4ページの婦人相談所における一時保護件数で、平成28年度分がないのです。平成28年度分もぜひつけ加えていただきたい。その前の3ページの配偶者暴力相談支援センター、それから、警察の相談というのは、右肩上がりにずっと増えているにもかかわらず、なぜか4ページの婦人相談所における一時保護件数というのは、ちょうど真ん中の灰色のところだと思うのですけれども、夫の暴力を理由とする者ということで、これが減少しているのです。ここをどう見ていくかについて、今日は時間がないと思いますので、ある意味で、質問や意見については、気がついたところをメールで事務局にお出ししてもいいかどうか、あるいはお出しして何かの形で検討していただきたいと。

○辻村会長 そうしていただければいいかと思います。

ほかにいかがですか。

私からは、アンケート調査等が、DV、もちろん内縁も含むし別居中、元配偶者も含むのですけれども、LGBT関係というのでしょうか、同性カップルの場合はどうなっているのかということが、以前から山田委員からも出ておりますし、片方が外国人だという場合とか、もう少し詳細な件数がわからないかということは言っていたいておまして、私からお伝えしているのですけれども、以前の調査で調べていないから出てこないのですね。ですけれども、そうやっているはずと将来にわたっても出てこないで、どこかでその項目に加えていただくのがいいのではないかと思います。多分今回の試行でも聞かなかったというか、聞いても出てこなかったのですね。ですから、そういうこともありますので、カップルの関係も多様化していると思いますから、今後そういう方向に進めていったらいかがかと思って

います。

言いつ放しで時間が来ておりますが、今、言われたことは了解ですね。

○杉田暴力対策推進室長 今後の調査をどうするかというところに関わってくる部分ですが、今日いただいた意見を踏まえて、できる部分、できない部分、あるかもしれませんし、研究させていただきたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございました。

時間ですので、ここで質疑を終わらせていただきます。

事務局から今後の開催予定等について御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○杉田暴力対策推進室長 日程調整の上で、次回の開催日時等を連絡させていただきます。恐らく年内目途かと考えておりますが、改めて連絡をさせていただきます。

○辻村会長 それでは、本日の第89回の専門調査会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。